



民法（債権関係）改正に関する意見書

より良い経済社会の基盤となる債権法の実現に向けた国民的議論を

2010年4月8日

公益社団法人 経済同友会

目次

1 . はじめに.....	1
2 . 債権法改正趣旨の明確化と改正のあり方	2
・ 債権法改正趣旨の明確化の必要性	2
・ 債権法改正のあり方.....	2
3 . 法律相互間の関係に対する配慮 - 民法典への消費者契約法等の統合化	3
4 . 国民・企業関係者への広報、意見集約過程の改善への提案	4
5 . おわりに.....	5

1. はじめに

2009年10月28日、法務大臣から法制審議会に対して、基本法の1つである民法典¹のうち債権関係の規定について（以下、「債権法」という）の改正に向けた諮問がなされた。

法制審議会における議論は始まったばかりであり、改正要綱についてもまだ明らかにされていない。しかし、これに先立って公表された有力な民法学者らによる複数の提言²の存在や、法制審議会民法部会初回会合（2009年11月）に提出された参考資料等³やその後の会合に提出された資料等を踏まえると、広範かつ抜本的な債権法改正の方向性が示される可能性が高いものと考えられる。例えば、消費者契約法や商法（商法総則や商行為法）等によって定められている事項の一部を民法典の規定中に取り込む等⁴の踏み込んだ論点が検討の俎上に上がっている。

そもそも民法典は、1898（明治31）年に施行されて以来、100年以上が経過している。今回の改正の対象となる債権法は、民法典の一部を構成しているが、債権法に関する規定は、これまで1世紀以上、大きな改正を経ずに今日に至っている。経済社会の進展を踏まえ、債権法を見直すことの意義は認められよう。

ただし民法典は、私法ないし市民社会の基本法として、日本の法体系の中でも中核的な存在であるとともに、債権法については、経済活動の基本原則を定めていることから、これを全面的に見直すことになれば、国民生活や企業活動に多大な影響を及ぼすことになることも事実である。しかし、こうした事実にもかかわらず、マスコミ等でもあまり取り上げられないこともあって、国民や企業関係者の多くが関心をもって検討することがないまま改正に向けた動きが進んでいるのが現状であり、これは大変危惧される。

そこで、今回の改正が国民生活や企業活動に相当の影響をもたらす可能性があることを国民と企業関係者に広く知らしめると共に、改正されるならば改正債権法が我が国の市民社会の基本法としてより望ましく有益な法的インフラとなるよう、また、そうした望ましい改正を実現するためには、広く国民的な議論・参画が必要なことを、前述の法制審議会民法部会に提出された参考資料⁵等を念頭に置きつつ、以下の通り意見を述べる。

¹ 民法典は、財産法（第1編総則、第2編物権、第3編債権）及び家族法（第4編親族、第5編相続）によって構成されている。家族法は、新憲法制定を受けて1947年に全面改正。

² 民法（債権法）改正検討委員会（委員長：鎌田薫教授）が公表した「債権法改正の基本方針」（NBL第904号）、民法改正研究会（代表：加藤雅信教授）が公表した「日本民法典財産法改正 国民・法曹・学会有志案（仮案）」（法律時報増刊「民法改正 国民・法曹・学会有志案」）、時効研究会（金山直樹教授等）「時効研究会による改正提案」（別冊NBL122号）等が特に注目されている。

³ 法制審議会民法（債権関係）部会初回会合（2009年11月24日）においては脚注2「民法（債権法）改正検討委員会等の提言が参考資料として配布されている。

⁴ この他、債務不履行における帰責事由（過失責任主義）の見直し、金銭債権に係わる第三者対抗要件を登記に一本化、相殺予約は「特定の継続的取引」に限定等数多くの提案も行われている。

⁵ 1ページの脚注3による。

2. 債権法改正趣旨の明確化と改正のあり方

債権法改正趣旨の明確化の必要性

今回の債権法改正の背景としては、債権法が長年改正されておらず今日的な問題に対応出来ていないこと、ウィーン売買条約⁶に代表される国際的な取引ルールへの対応の必要があり、国際的にもヨーロッパ・東アジアにおいて債権法等の改正・制定作業が進み、それが潮流となっていること、様々な特別法や、不文の法規範・数多くの判例の集積によって、ルールが国民には分かりにくいものとなっていること等の事情が指摘されている。

このような問題認識自体は理解できるものの、現行の債権法は、判例や実務慣行による不文の法規範が上手く機能しているとの指摘もなされている所であり、全面的な改正まで行わずとも、関連条文の改正や関連する特別法の整備を行うことによっても目的を達成出来る可能性もある。

本来、法律というものは何らかの社会的要請（立法事実）に基づいて策定されるものであり、どのような前提に立ってどのような目的で立法を行うかによって、法改正の方向性や具体的な内容は異なってくるものと思われる。今回の債権法改正は、国民生活や企業活動に大きな影響を与えることが予想されることから、改正目的についても十分な議論を行いつつ、関係者のコンセンサスを形成していくことが重要である。

債権法改正のあり方

最終的にどのような債権法を目指すべきかについても、同様に改正目的を踏まえつつ、十分な議論が必要である。改正される債権法が、予見可能性及び透明性を向上させ、紛争解決可能性の高い公正なルールであることが求められることは当然として、次のような視点も忘れてはならない。

まず、長年改正されてこなかった債権法を今日的課題に対応できるように改正するとの趣旨は理解できると共に、基本的な原理原則について明文の規定を置くこと自体は望ましいと考える。しかし、近年における一部の経済関連法制の改正⁷では、改正によって国民や企業が経済活動を営んでいくに際しての関連コストや手続きの煩雑さを増大させる等して国民経済活動を硬直化させ、各種イノベーションを阻害する事態も見受けられるところであり、今回の債権法改正ではこのような事態を招かないような配慮が必要である。

次に、経済のグローバル化が進む中、国際的ルールとの調和（ハーモニゼーション）を図っていくことが肝要である。国際的ルールとの不整合により、企業が国際的競争で不利とな

⁶ 正式名称「国際物品売買契約に関する国際連合条約」は、国際的な取引における法的障害除去を目的に1980年に採択、1988年に発効し、米国、独、仏、中国、韓国等を含む70カ国以上が締結しており、我が国では2009年8月に発効している。

⁷ 例えば、耐震偽造事件を契機とした建築基準法改正による所謂コンプライアンス不況等

る事態は避けなければならない。もっとも、国際的なルールとの整合性を図ることのみ傾注し、国内取引の安定性を阻害してしまつては本末転倒であることから、これまでの国内ルールとの整合性には十分な配慮が求められる。

最後に、国民にとって分かりやすい債権法とするには、関連の特別法や、これまでに集積されてきた数多くの判例を含めて現行法を整理し、明文化することは重要である。したがって、諸外国の例にも倣い、詳細なルールを債権法に盛り込むことで、他の関連法や数多くの判例を参照することなく、ある程度のルールを理解できるようにすべきであるとの考え方は理解できる。ただし、こうした改正を行う際は、会社法や金融商品取引法等、近年の企業経済法制は多条・長文化して複雑化し過ぎているとの指摘にも鑑み、簡潔かつ明確な利便性の高い法律を志向すべきである。

3. 法律相互間の関係に対する配慮 民法典への消費者契約法等の統合化

民事基本法典の一部を構成する債権法規定の見直しを行う場合、民法典と関連特別法との関係も課題となる。これに関し、例えば消費者契約法を民法典に統合する等、特定の権利関係について定めた特別法を民法典の中に取り込むべきであるとの提案⁸が行われている。具体的には、消費者契約法の規定のうち、消費者契約に特有の規定ではあるが、取引の基本的ルールを定めていると認められるものについては、適用範囲を限定した上で、民法典に「統合」するという考え方である。

これに対して、消費者契約法は機動的改正を求められる法律であることから、私法の一般法・基本法としての民法典の性格を維持し、消費者法としての一体性を保持するために、消費者契約法を民法典に「統合」すべきではなく、レファレンス⁹方式を用いるべきとの考えも示されている。

消費者契約法その他、労働法や商法（商法総則や商行為法）についても同様の議論がなされているが、いずれの場合であっても民法典に規定を取り込むことになれば、民法典の法体系上の位置付けに大きな影響を与える可能性がある。市民社会の基本法としての民法典は抽象的な「人」（自然人、法人）概念を用いており、消費者対事業者、労働者対事業者、事業者対事業者といった特定の当事者間における法律関係については、特別法を用いてその利害を調整してきた経緯がある。

今回の改正によって、こうした特定の当事者間における法律関係についても基本法としての民法典の中に規定することになれば、これまでとは違う役割を民法典に求めることになり、

⁸ 1ページの脚注3による。

⁹ レファレンス方式とは、民法典に特別法に関する参照規定を置き、当該特別法へのレファレンス（参照）効果を持たせる方式。（1ページ脚注2の民法改正研究会案で提案）

実際の法適用において複雑化し支障を招くおそれもないとは言えない。したがって、基本法と特別法等、法律相互間の関係を含めて、慎重かつ多面的な検討が行われるべきである。

4．国民・企業関係者への広報、意見集約過程の改善への提案

前述のように、債権法改正は国民生活や企業活動に大きな影響を与える可能性があることから、国民や企業関係者への広報活動、及び意見集約過程の改善を促進することで、改正内容についての国民的コンセンサスを醸成していく必要がある。

まず、現在の所、改正に向けた動き及び改正がもたらす影響について、マスコミ等であまり取り上げられていないこともあって、国民や企業関係者の多くが十分に認識していないことが指摘できる。そこで、広報活動は極めて重要であることから、法務省・法制審議会等は、後述の意見集約の目的に加えて、例えば、全国各地でのシンポジウム・説明会・公聴会等の場を設けることを提案したい。併せて民間の側も、関係団体等が主導して関連シンポジウム等を開催することで国民、企業等の関心を喚起し、問題点や課題を明らかにすることを検討すべきである。

次に、債権法改正の方向性を示す改正要綱は、法制審議会によって法務大臣に答申されることになるが、この改正要綱は実際の改正案のベースとなることから重要な意義を有している。法制審議会はこれまでも様々な法改正を審議してきたが、債権法という日本における法体系の中核をなす法律を抜本的に見直すということであれば、改正によって実際に影響を受ける関係者や法律専門家の意見を集約する場として機能するよう運営のあり方についても常に改善していくことが望まれる。

そこで、法制審議会においては、委員間の審議に加えて、適宜様々な立場の関係者の意見を集約する等して、多面的かつ慎重な審議となることを提案したい。具体的には、答申内容が最終的に固まる前の各段階毎に議論内容を分かりやすい形で公開し、関係者から意見聴取を求めること等が検討されるべきである。

こうした意見聴取を様々な関係者から適切なタイミングで求めるためには、一層の配慮が求められる所である。現在でも法制審議会での審議に用いられた資料や議事録等はHPで公表されているが、更に必要に応じて国民の多くにも理解しやすい説明資料等を別途作成する等、国民的議論を喚起していくことが求められよう。また、従来のパブリックコメントに加えて、前述の全国各地でのシンポジウム・説明会・公聴会等を開催して国民各層の意見が反映されるよう極力努力することを提案したい。

パブリックコメント自体についても、今回の改正は論点が極めて多岐に亘っていることから、関係各位が十分な検討を行えるよう、スケジュールにも配慮が必要である。パブリック

コメントは、全体像がある程度固まった段階で求めるのではなく、重要論点については適宜議論の内容を公表し、意見を求める等、機動的な対応を求めたい。

5. おわりに

国民生活や企業活動を取り巻く経済社会情勢は大きく変革している。私法ないし市民社会の基本法とも言える民法典のうち、長年に亘って抜本的な改正がなされていない債権法のあり方について議論が行われていること自体は望ましいことである。

こうした議論を進めるに際しては、基本法としての民法典（債権関係）は国民生活や企業活動に密接に関係していることを踏まえて、拙速な結論を導くべきではない。債権法のあり方を見直すのであれば、将来の経済社会のあり方を見据え、国民の自由な経済活動や持続的な資本主義経済の発展を支える法的基盤とすべく、長期的なビジョンと様々な関係者のコンセンサス等に裏付けられた法改正を目指すべきである。

この意見書では、法改正趣旨の明確化の必要性と債権法改正のあり方、民法典と関連特別法の相互関係に対する配慮の必要性、改正に際しては広く国民と関係者への広報、及び意見集約過程の改善が必要であること等について指摘し、提案を行った。

債権法が、より良い経済社会の法的基盤となり、真に国民経済に資する法律となるよう、関係者の声に広く耳を傾け、多角的観点から慎重に議論を進めて頂きたい。

以 上

2009年度 企業・経済法制委員会

(敬称略)

委員長

中 村 公 一 (山九 取締役社長)

副委員長

上 野 幹 夫 (中外製薬 取締役副社長執行役員)

菅 宏 (三菱重工業 取締役副社長執行役員)

佐 藤 正 典 (あずさ監査法人 理事長)

関 根 攻 (長島・大野・常松法律事務所 顧問)

外 立 憲 治 (外立総合法律事務所 所長・代表弁護士)

守 田 道 明 (上田八木短資 取締役社長)

委員

稲 田 和 房 (セゾンファンデックス 取締役社長)

入 江 仁 之 (シスコシステムズ IBSG日本統括)

岩 部 金 吾 (文化シャッター 取締役会長)

上 野 守 生 (プロネクサス 取締役社長)

内 田 晴 康 (森・濱田松本法律事務所 シニアパートナー共同経営者)

鵜 浦 博 夫 (日本電信電話 取締役副社長)

大久保 和 孝 (新日本有限責任監査法人 パートナー)

大 塚 紀 男 (日本精工 執行役社長)

恩 田 勲 (新日本有限責任監査法人 常務理事)

梶 川 融 (太陽A S G有限責任監査法人 総括代表社員)

梶 田 邦 孝 (全日本空輸 常勤監査役)

金 澤 薫 (日本電信電話 取締役副社長)

蒲 野 宏 之 (蒲野総合法律事務所 代表弁護士)

神谷国広	(日立マクセル 取締役)
神崎泰雄	(日興コーディアル証券 顧問)
木下俊男	(日本公認会計士協会 専務理事)
清原健	(ジョーンズ・デイ法律事務所 パートナー)
河野栄子	(D I C 社外取締役)
島田俊夫	(シーエーシー 取締役社長)
下村良太	(京王電鉄 取締役専務)
白川進	(東京電力 取締役副社長)
鈴木孝男	(三菱ふそうトラック・バス 取締役会長)
鈴木正俊	(エヌ・ティ・ティ・ドコモ 取締役副社長)
銭高一善	(銭高組 取締役社長)
高部豊彦	(東日本電信電話 相談役)
龍野隆二	(日本ユニシス 常務執行役員)
田沼千秋	(グリーンハウス 取締役社長)
中川俊一	(花王 取締役常務執行役員)
夏目誠	(J R東日本リテールネット 取締役社長)
野村吉三郎	(全日本空輸 最高顧問)
早崎博	(住友信託銀行 特別顧問)
林明夫	(開倫塾 取締役社長)
平田正之	(情報通信総合研究所 取締役社長)
廣瀬勝	(森ビル 監査役)
藤岡誠	(日本軽金属 取締役専務執行役員)
藤木保彦	(オリックス 相談役)
古川令治	(マーチャント・バンカーズ 取締役会長兼最高経営責任者CEO)
増田宏一	(日本公認会計士協会 会長)

松本善臣	(宇部興産 取締役)
水上博和	(アドヴァンウェルスマネジメント 代表取締役)
森川徹治	(ディーバ 取締役社長)
八木和則	(横河電機 取締役専務執行役員)
安田育生	(ピナクル 取締役会長&CEO)
山本隆幸	(山本隆幸法律事務所 所長 弁護士)
山元博孝	(ビック東海 取締役)
チャールズD.レイク	(アフラック(アメリカファミリー-生命保険) 日本における代表者・会長)
若林勝三	(日本地震再保険 取締役会長)
鰐淵美恵子	(銀座テラーグループ 取締役社長)

以上55名

事務局

伊藤清彦	執行役
永井卓	政策調査第1部 部長
肥塚陽子	政策調査第1部 アソシエイト・マネジャー